

**江東区立東陽図書館外3館
指定管理者(候補者)の推薦について**

令和6年8月

**江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会
図書館専門部会**

目 次

I	施設の概要	．．．．．	P 1
II	指定管理者（候補者）	．．．．．	P 2
III	選定方法	．．．．．	P 3
IV	選定結果	．．．．．	P 5

《 参考資料 》

選定基準	．．．．．	P 1 1
評価点数(詳細)	．．．．．	P 1 2
最終審査結果	．．．．．	P 1 6

I 施設の概要

1 施設概要

(1) 江東区立東陽図書館

所在地 東京都江東区東陽二丁目3番6号 (併設施設：教育センター)
設置の目的 図書資料やその他必要な情報等を収集・保存及び利用に供し、
利用者の教養や文化の発展に寄与すること。
設置条例 江東区立図書館条例(昭和40年江東区条例34号)
開設年月日 昭和60年5月18日

(2) 江東区立東雲図書館

所在地 東京都江東区東雲二丁目7番5-201号
設置の目的 図書資料やその他必要な情報等を収集・保存及び利用に供し、
利用者の教養や文化の発展に寄与すること。
設置条例 江東区立図書館条例(昭和40年江東区条例34号)
開設年月日 平成9年5月20日(令和6年5月改修)

(3) 江東区立城東図書館

所在地 東京都江東区大島四丁目5番1号
(併設施設：総合区民センター)
設置の目的 図書資料やその他必要な情報等を収集・保存及び利用に供し、
利用者の教養や文化の発展に寄与すること。
設置条例 江東区立図書館条例(昭和40年江東区条例34号)
開設年月日 昭和30年4月18日
(昭和54年5月現在地に移転。平成21年4月改修)

(4) 江東区立東大島図書館

所在地 東京都江東区大島九丁目4番2-101号
設置の目的 図書資料やその他必要な情報等を収集・保存及び利用に供し、
利用者の教養や文化の発展に寄与すること。
設置条例 江東区立図書館条例(昭和40年江東区条例34号)
開設年月日 平成4年1月30日

2 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで(5年間)

Ⅱ 指定管理者(候補者)

1 指定管理者(候補者)の概要

- | | |
|---------|---|
| (1) 名 称 | 株式会社図書館流通センター（以下、A法人と表記） |
| 所在地 | 東京都文京区大塚三丁目1番1号 |
| 代表者 | 代表取締役 谷一 文子 |
| 従業員数 | 10,094名（正規4,515名、非正規5,579名） |
| 資本金 | 266,050千円 |
| 事業実績 | （区内）東陽図書館、東雲図書館、城東図書館、東大島図書館
（区外）中央区立日本橋図書館、文京区立小石川図書館、
墨田区立緑図書館、港区立三田図書館、外
（公共図書館 指定管理者419館、業務委託177館） |

Ⅲ 選定方法

1 公募選定の方法

(1) 第一次審査

応募事業者（1法人）より申込み時に提出された書類について、事業計画書、収支計画書等を元に総合的な審査を行った。その結果、配点の6割以上を得点したため、第一次審査通過とした。

(2) 第二次審査

第一次審査を通過した1法人に対し、現地視察及びヒアリング、プレゼンテーション審査を実施し、総合評価を行った。その結果、総得点で配点の6割以上を獲得したため、選定評価委員会に推薦する指定管理者（候補者）として選定した。

2 選定の経過

日 付	会 議 名	内 容
令和6年4月16日	第1回 指定管理者選定評価委員会 図書館専門部会	募集要項（案）の決定
令和6年5月15日	第1回 公の施設に係る指定管理者 選定評価委員会	募集要項、選定基準の決定
令和6年5月17日		募集要項の配布開始 （区ホームページに掲載）
令和6年5月29日		募集説明会
令和6年6月3日		施設見学会
令和6年6月18日		募集締切
令和6年7月3日	第2回 指定管理者選定評価委員会 図書館専門部会（書面開催）	第一次審査通過法人決定
令和6年7月18日	第3回 指定管理者選定評価委員会 図書館専門部会	第一次審査通過法人受託施設 中央区立日本橋図書館 実地審査及びヒアリング
令和6年7月23日	第4回 指定管理者選定評価委員会 図書館専門部会	第一次審査通過法人 プレゼンテーション審査
令和6年7月25日	第5回 指定管理者選定評価委員会 図書館専門部会	選定評価委員会に推薦する 候補者の決定

3 部会員名簿

指定管理者選定評価委員会図書館専門部会

	職 名	氏 名
部会長	教育委員会事務局次長	青柳 幸恵
副部会長	庶務課長	瀧澤 慎
部会員	学務課長	佐久間 俊育
部会員	地域教育課長	大田 修一
部会員	江東図書館長	吉木 一浩
部会員	深川図書館長	梅村 英明
外部有識者		

IV 選定結果

1 応募状況

募集説明会参加事業者数 2 法人
 施設見学会参加事業者数 2 法人
 申込事業者数 1 法人

2 第一次審査の結果(書類審査)

指定管理者（候補者）は以下のとおり表記する。

株式会社図書館流通センター A法人

評価項目	合計点	A法人
1 受託する姿勢や意欲	80	63
2 法人の運営状況	200	155
3 図書館運営	480	354
4 施設管理・運営	60	41
5 業務の執行体制	100	70
6 業務の引継ぎ	20	13
7 収支計画	60	30
合 計	1,000	726

3 第二次審査の結果(実地審査・ヒアリング・プレゼンテーション)

	評価項目	合計点	A法人
I 実地審査・ ヒアリング	1 現在運営施設の事業内容等	240	179
	2 現在運営施設の施設管理・運営	160	103
	3 業務の執行体制	40	28
II プレゼン テーション 審査	4 受託する姿勢や意欲	40	32
	5 図書館運営	440	318
	6 施設管理・運営	60	47
	7 第二次審査を通して	20	16
	合 計	1,000	723

4 総合結果

評価項目	合計点	A法人
第一次審査	1,000	726
第二次審査	1,000	723
合 計	2,000	1,449

5 専門部会としての意見

	応募事業者	専門部会としての意見
A 法人	株式会社図書館流通センター	全体を通して、江東区立図書館が策定した経営方針やこども読書活動推進計画に沿った提案がなされている。 近隣の小・中学校と連携し、イベントや職業体験等企画運営をしており、積極的なアウトリーチの取組が評価できる。

6 財務状況審査

	応募事業者	専門部会としての意見
A 法人	株式会社図書館流通センター	

詳細は別紙「財務状況診断」のとおり(P. 7)

7 外部有識者への意見聴取

氏名

略歴

意見等

P 8 参照

外部有識者意見書

江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会

図書館専門部会 部会長 殿

江東区立東陽図書館外3館における指定管理者候補者の推薦 に対する意見

江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会図書館専門部会より、
求められた指定管理者候補者の推薦について、次のとおり意見を述べます。

令和6年7月25日



記

1 選定方法の妥当性について

指定管理者の選定に採用された方法は、区が定めた募集要項及び審査手順に基づき、一次審査（書類審査）と二次審査（実地審査及びヒアリング、プレゼンテーション審査）から構成されている。各審査では、区の指針に基づいて図書館を運営するうえで重要な領域を網羅する視点を取り込む工夫がなされており、区の指針にも適合し、信頼できる結果を導くと判断できる。

また、各審査における評価基準は、選定評価委員会で承認されたものを用いており、妥当である。法人の経営状況についても、外部の評価機関に財務診断を依頼し、その結果を専門部会で定めた評価方法に従って適切に評価されており、その手続きは妥当であると判断できる。

2 選定方法の公平性について

今回の指定管理者候補者への応募は、最終的には、現在、東陽図書館とその他3館を運営する事業者1者のみにとどまった。ただし、選定の過程において、その候補者に他の候補者の有無を知らせず、他にも競争相手が存在する場合と同じように手続きを進めるなどの工夫をしたことで公正性を維持したと判断できる。

また、選定の採点においては、部会員が個別に評価したうえで、その平均

点を用いている。これは、候補者の評価が一部の部会員の意見に偏ることがないようにするものであり、公平性が保たれていると判断できる。

3 選定方法の総評

以上のことから、指定管理者候補者の選定方法の妥当性と公平性に問題はなく、区の指針に従った審査結果を導いたと判断できる。しかしながら、今回の指定管理者候補者の応募についても、現行事業者1法人のみにとどまっており、本来は複数の事業者から応募がなされ提案内容の比較検討を経たうえで最も優れたものを採用することが区民にとっても望ましい。区としても、今後は候補者の応募方法について工夫する必要があるだろう。

今回募集対象とした4館はそれぞれ地域の特性を生かした、特色ある図書館づくりに取り組んできている。指定管理者候補者として再選定された法人は、江東区立図書館及び各地域の事情を深く理解しており、他の自治体の公立図書館での受託実績も数多いために、指定管理者として引き続き推薦することに問題はない。

同法人は再選定されたことで持続的な経営が可能になったことから、各地域のニーズをより深く理解し、それを十分に満たすことができる機会が得られたものとも捉えられる。区と指定管理者が協力し、地域の関係機関・団体とも連携しながら、江東区の目指すべき図書館像「区民の読書活動や学びを支援し、地域の情報拠点としての図書館」としての役割を果たすべく、より深化した新たな取組みを積極的に展開していくことを期待する。

以 上

江東区立図書館指定管理者選定基準

指定管理者の候補者の選定に当たっては、江東区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 16 年 12 月江東区条例第 30 号）第 5 条の規定により、次に掲げる選定基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認める法人等を選定するものとされています。

- (1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること。
- (5) その他区長等が必要と認める事項

これらに基づき、今回応募された申請については、次の項目を基準に審査を行います。

- (1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 図書館の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 図書館の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 図書館の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること。
- (5) 図書館の事業計画が区の方針を理解したものであること。
- (6) 図書館の事業計画が地域の特性を理解し、地域と連携したものであること。